

## 議案第56号

### 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

天理市長 並 河 健

#### 1 放棄する権利の概要

奈良地方裁判所平成4年（行ウ）第5号、同第14号損害賠償代位請求事件、大阪高等裁判所平成7年（行コ）第53号、同第54号損害賠償代位請求控訴事件及び最高裁判所平成10年（行ツ）第278号事件に係る損害賠償金1,250,855,446円のうち625,427,723円とこれに対する平成4年6月24日以降の民法所定年5分の割合による遅延損害金から本市の回収金を除いた残金に対する支払請求権

#### 2 相手方

[Redacted]

#### 3 放棄の理由

上記相手方が死亡し、その相続人全員が相続を放棄したことにより、家庭裁判所に相続財産管理人の選任を申立て、当該相続財産管理人による上記相手方の財産の清算が完了したことから、今後いかなる手続によっても債権回収を図る余地がなく、権利を放棄するもの